

『特別養護老人ホームすこやか』 ショート入所料金表

R1/12/1
(1割負担)

要介護	負担段階	1日
要介護1	第1段階	2,499円
	第2段階	2,589円
	第3段階	3,339円
	第4段階	5,149円
要介護2	第1段階	2,573円
	第2段階	2,663円
	第3段階	3,413円
	第4段階	5,223円
要介護3	第1段階	2,654円
	第2段階	2,744円
	第3段階	3,494円
	第4段階	5,304円
要介護4	第1段階	2,730円
	第2段階	2,820円
	第3段階	3,570円
	第4段階	5,380円
要介護5	第1段階	2,835円
	第2段階	2,894円
	第3段階	3,644円
	第4段階	5,454円

『利用者負担段階について』

第1段階とは・・・

- 世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
- 生活保護の方。

第2段階とは・・・

- 世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。
- ※課税年金(老齢年金など)、および非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入も含まれます。
- ※かつ、預貯金が単身で1,000万円(配偶者のいる場合2,000万円)以下

第3段階とは・・・

- 世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない。(課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など。)
- ※課税年金(老齢年金など)、および非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入も含まれます。
- ※かつ、預貯金が単身で1,000万円(配偶者のいる場合2,000万円)以下

第4段階とは・・・

- 上記以外の方。

(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含まれます。)

『特別養護老人ホームすこやか』 ショート入所料金表

R1/12/1
(2割負担)

要介護	負担段階	1日
要介護1	第1段階	3,577円
	第2段階	3,668円
	第3段階	4,417円
	第4段階	6,228円
要介護2	第1段階	3,727円
	第2段階	3,817円
	第3段階	4,567円
	第4段階	6,377円
要介護3	第1段階	3,889円
	第2段階	3,919円
	第3段階	4,729円
	第4段階	6,539円
要介護4	第1段階	4,040円
	第2段階	4,066円
	第3段階	4,880円
	第4段階	6,690円
要介護5	第1段階	4,188円
	第2段階	4,211円
	第3段階	5,028円
	第4段階	6,838円

『利用者負担段階について』

第1段階とは・・・

- 世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
- 生活保護の方。

第2段階とは・・・

- 世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。
- ※課税年金(老齢年金など)、および非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入も含まれます。
- ※かつ、預貯金が単身で1,000万円(配偶者のいる場合2,000万円)以下

第3段階とは・・・

- 世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない。(課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など。)
- ※課税年金(老齢年金など)、および非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入も含まれます。
- ※かつ、預貯金が単身で1,000万円(配偶者のいる場合2,000万円)以下

第4段階とは・・・

- 上記以外の方。
- (本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含まれます。)

『特別養護老人ホームすこやか』 ショート入所料金表

R1/12/1
(3割負担)

要介護	負担段階	1 日
要介護1	第1段階	4,657円
	第2段階	4,747円
	第3段階	5,497円
	第4段階	7,307円
要介護2	第1段階	4,880円
	第2段階	4,970円
	第3段階	5,720円
	第4段階	7,530円
要介護3	第1段階	5,123円
	第2段階	5,213円
	第3段階	5,963円
	第4段階	7,773円
要介護4	第1段階	5,349円
	第2段階	5,440円
	第3段階	6,190円
	第4段階	8,000円
要介護5	第1段階	5,573円
	第2段階	5,663円
	第3段階	6,413円
	第4段階	8,223円

『利用者負担段階について』

第1段階とは・・・

- 世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方。
- 生活保護の方。

第2段階とは・・・

- 世帯全員(世帯を分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方。

※課税年金(老齢年金など)、および非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入も含まれます。

※かつ、預貯金が単身で1,000万円(配偶者のいる場合2,000万円)以下

第3段階とは・・・

- 世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない(課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など。)

※課税年金(老齢年金など)、および非課税年金(遺族年金と障害年金)の収入も含まれます。

※かつ、預貯金が単身で1,000万円(配偶者のいる場合2,000万円)以下

第4段階とは・・・

- 上記以外の方。

(本人が市町村民税非課税でも世帯の中に市町村民税課税者がいる方も含まれます。)